

所得税の確定申告は3月15日まで

平成十年分の確定申告期間は平成十一年二月十六日(火)から三月十五日(月)までとなっています。申告は納期限内で済ませましょう。

確定申告書を作成するために、「確定申告書の手引き」や「申告書の書き方」などが税務署に用意されています。

所得税は、納税者が自ら正しく所得額と税額を計算し、それに基づいて申告するものですから、確定申告書・収支内訳書などの提出書類については、自分で作成し、提出されますようお願いします。

確定申告書を作成するために、「確定申告書の手引き」や「申告書の書き方」などが税務署に用意されています。



確定申告書の記載はご自分の力で

お勧めします。安全で便利な振替納税を!

今やキャッシュレス時代。振替納税(口座引落し)は現金を持ち歩く必要がなく、安全で大変便利です。うつかり納税を忘れてしまうことがなく、納税したことが預貯金通帳にも記載されます。

定申告から振替納税の利用を希望される方は、三月十五日(月)までに銀行・郵便局等の金融機関の窓口か税務署に「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

土地や建物などを売ったり、交換した場合

土地や建物を売ったり、交換した場合は、税務署からの案内がなくとも期限までに他の所得と合わせて申告と納税を行う必要があります。

申告書の提出は郵送で

確定申告書の提出は、できるだけ郵送でお願いします。
■あて先 〒951-18685 新潟市営所通二番町六九二番地五 新潟税務署

申告会場のご案内

事業所得や譲渡所得のない方の申告相談は八千代特設会場へ。特設会場は万代シティ第三駐車場内あります。無料駐車券

「一時間分」を用意しています。ただし、土曜日、日曜日、祝日は除きます。正午から午後一時までは昼休みです。ご協力を

お願いします。
■問い合わせ ⑥二九一-一一五一
新潟税務署

(事業所得)や(譲渡所得)は新潟税務署一階が会場です。なお、税務署会場は、駐車場が狭いため、車での来場はご遠慮ください。

■問い合わせ ⑥二九一-一一五一
新潟税務署

(事業所得)や(譲渡所得)は新潟税務署一階が会場です。なお、税務署会場は、駐車場が狭いため、車での来場はご遠慮ください。

還付申告と納税相談

町では、給与所得者で「医療費」「住宅取得等特別控除」などの還付申告及び公的年金受給者の還付申告をされる方や初めて営業をやられた方の納税相談を行います。還付申告については、広報一月号と一緒に配付したチラシをご覧ください。

※二月の半ば過ぎから、住民税の申告をしなければならないと思われる方に申告書の用紙を送付いたしますが、的確に把握できないため完全ではありませんので、広報一月号と一緒に配付したチラシの「平成十一年度分町民税県民税申告の手続き」のへ申告をしなければならない人△の欄をお読みください。

区分	相談日・対象地区	時間・場所
給与・年金所得者の住宅取得、医療費控除等の還付申告者の納税相談	2月10日(水) 12日(金) 全町	午前9時~11時 午後1時~4時
初めて営業をされた方の営業所得者の納税相談	2月19日(金) 全町	横越町役場 多目的ホール
農業所得者の納税相談	3月1日(月) 2日(火) 3日(水) 4日(木) 5日(金) 横越上・中 横越下・川根谷内 沢海 木津・二本木 小杉・藤山・駒込	横越町役場 多目的ホール
住民税対象者の納税相談	3月8日(月) 9日(火) 10日(水) 11日(木) 12日(金) 横越上・中 横越下・川根谷内 沢海 木津・二本木 小杉・藤山・駒込	横越町役場 多目的ホール

税理士による還付申告無料相談

税理士事務所において、次のような少額な還付申告相談及び申告書の作成を無料で行いますので、最寄りの税理士事務所へ事前に電話連絡のうえ、お出かけください。

(1) 年金を受けておられる方
(2) 給与所得者で医療費控除を受けようとする方



二セ税理士にご注意!

▼税理士事務所
・渋谷勇事務所(沢海中)
相談日:二月九日
⑥三八五-一四〇七〇

・神田武彦事務所(横越中)
相談日:二月九日
⑥三八五-一四〇三〇

▼問い合わせ 関東信越税理士
会新潟支部特設電話
⑥二二五-一二三三三
(二月一日から二月十日まで)

平成十一年度の課税に係る固定資産課税台帳を次の期間に限り、固定資産の所有者及びその関係者に縦覧いたします。

期間 二月一日(月)~三月二十二日(火)
(土曜日・日曜日・祝日は除きます)

時間 午前八時三十分(

平成九年度の共済見舞金の請求件数は四〇件で、請求額は三〇一万円となりました。

現在、本町の加入者は、七、七八九人、加入率は七二・五%です。

一方、平成九年度の共済見舞金の請求件数は四〇件で、請求額は三〇一万円となりました。

平成十一年度交通災害共済加入の更新、新規加入されますようお勧めします。

◆加入できる人 横越町に居住する人

◆年会費 五〇〇円(途中加入でも同額)

翌年三月三十一日まで

共済見舞金は

会員またはその遺族の請求に基づき、共済見舞金等級表の等級に応じて支給します。

共済見舞金等級表

等級	災害の程度	金額
1 死亡		120万円
2 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5の等級区分1級の障害並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級1級に該当する障害で、常に他人の介護を要するもの	120万円	
3 身体障害者福祉法施行規則別表第5の等級区分2級の障害並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級1級に該当する障害	70万円	
4 入院36日以上を含む実治療日数107日以上の傷害	20万円	
5 入院27日以上を含む実治療日数88日以上の傷害	17万円	
6 入院15日以上を含む実治療日数72日以上の傷害	14万円	
7 入院12日以上を含む実治療日数57日以上の傷害	12万円	
8 入院5日以上を含む実治療日数43日以上の傷害	10万円	
9 入院通院の実治療日数27日以上の傷害	7万円	
10 入院通院の実治療日数13日以上の傷害	5万円	
11 入院通院の実治療日数7日以上の傷害	3万円	

上記の等級は、平成11年4月1日以降に交通災害を受けた方から適用し、平成11年3月31日以前に交通災害を受けた方に対しては従来どおりです。

固定資産課税台帳の縦覧期間について

平成十一年度の課税に係る固定資産課税台帳を次の期間に限り、固定資産の所有者及びその関係者に縦覧いたします。

期間 二月一日(月)~三月二十二日(火)
(土曜日・日曜日・祝日は除きます)

時間 午前八時三十分(